

入学料免除等について（附属学校用）

はじめに

広島大学では、入学料の納付が困難な方に対して、入学料の全額または半額を免除する制度と、納付を一定期間猶予する制度を設けています。選考にあたっては、家庭の経済状況等により順位付けを行い、予算の範囲内で免除者を決定します。

入学料免除等の申請にあたっては、家庭の経済状況等を正確に把握するために、様々な証明書類の提出を義務づけており、証明書類が不備な場合や提出期限を過ぎての申請は、受け付けられません。

免除の申請にあたっては、本しおりをよく読んで、提出時に不備・不足書類がないように努め、提出期限を必ず守ってください。なお、入学料免除申請書、入学料徴収猶予申請書については、附属学校用を添付しておりますのでご留意願います。

1. 免除申請または猶予申請ができる方

入学手続き時に入学料を納付していない方で、以下に該当する場合

【免除申請ができる方】

令和7年4月から入学手続きまでの間に以下のいずれかの事由が発生し、入学料の納付が困難となった方

- (1) 学資負担者が死亡した場合
- (2) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 学資負担者が失職（パート、派遣社員は除く）し、申請時現在未就職の場合
（失職とは、会社倒産、解雇により職を失った場合であり、定年退職、勧奨退職、自己都合による退職や廃業等は含みません。）
- (4) 学資負担者が申請時現在長期療養中の場合
（長期療養中とは、見込みも含めて6ヶ月以上の療養が必要で就業不能の状態にある場合をいいます。）

【猶予申請ができる方】

以下のいずれかに該当する方

- (1) 経済的理由によって入学手続き期間に入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる方
- (2) 上記【免除申請できる方】に該当する方

2.提出期間

- 入学料免除申請書または入学料徴収猶予申請書
各附属高等学校の入学受付期間とします。 必ず、この期間に申請を申し出てください。
- その他の必要書類
2月26日（木）まで。
この期間に提出が難しい場合や不明な点があれば、下記までご連絡ください。

3.提出先及び提出方法

広島大学入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除 2026 年度申請のしおり（下記の URL）に記載されている必要書類を揃えて各附属高等学校の事務室へ封筒に入れて提出してください。

【入学料免除・入学料徴収猶予 もみじ HP】

（日本語）

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/post_124.html

【必要書類】 申請区分「一般」

- 提出書類チェックシート
- [様式 1] 家庭調書
- [様式 2] 入学料免除・徴収猶予・授業料免除申請書
- 最新の所得課税証明書（原本）
- [様式 3] 収入状況等申告書

4.免除決定までの留意事項

入学料免除の申請者は、免除の結果が出るまで入学料の支払いが猶予されています。結果が出るまでに、入学料を納めると、免除を受ける資格を失い、免除申請を取り下げさせていただきますので注意してください。

5.免除決定の時期及び支払方法

(1) 決定時期 6月下旬の予定（クラス担任を通してお知らせします）

(2) 支払方法

半額免除又は不許可の方は、後日送付される払込書で指定期間内（原則として、結果通知日から14日以内）に銀行で支払を済ませてください。

6.問い合わせ先

〒739-8524

広島県東広島市鏡山一丁目1番1号

広島大学教育室教育部附属学校支援グループ 財務担当

TEL (082)424-6964

FAX (082)424-6968

E-mail fuzoku-zaimu@office.hiroshima-u.ac.jp